



補助金利用にあたって… ここがポイントです！

集会所等建設等補助金の交付については、以下の注意点を
ご確認のうえ、必ず事業実施の前にご申請をお願いします。
まずはお気軽に市民活動支援課までご相談ください！

- ★事業実施・購入の前に補助金の申請を行っていただくことが必須です。
既に事業を実施された場合や、備品を購入された場合は補助の対象外となります。
- ★見積書は、原則市内業者2社以上から同じ規格で徴収してください。
ただし、事業費が20万円以下の場合、市内業者1社のみでも結構です。
市内業者からの徴収が難しい場合はご相談ください。
- ★発注の際には、最も安価で見積書を提出した業者に発注してください。
- ★備品の購入については、購入後5年間は同等備品の買い替えでの申請はできません。
- ★掲示板の設置・修繕について、設置場所が市有地である場合は、申請時に占有許可証の写しを提出してください。
- ★施設の使用以外の全ての補助金は、千円単位での交付（千円未満切り捨て）となりますのでご注意ください。
- ★工事の発注や備品の購入は、必ず補助金交付決定通知書が届いてから行ってください。通知前に工事・購入を行った場合は、補助金が交付できない場合があります。
- ★補助金は、事業完了後に自治会からの実績報告を受け、審査の上ご指定の口座に振り込みます。このため、費用は自治会で一旦全額を負担していただくこととなりますのでご理解をお願いします。

PC・スマホからでも
お気軽にご相談ください！
メールでの申請も可能です。



【城陽市役所 市民活動支援課】

TEL : 0774-56-4001

FAX : 0774-54-7406

メール : shiminkatsudo@city.joyo.lg.jp

申請書については、下記のURL もしくは、上記の二次元コードからでもダウンロードできます。

<http://www.city.joyo.kyoto.jp/0000006488.html>

または…

ネットで「城陽市 集会所 補助金」などで検索！



事前申請が
必須です!!

令和5年度より一部改正！

より使いやすく見直しました

集会所等建設等補助金

集会所等建設等補助金とは？

自治会活動に必要な集会所の建設や修繕、備品の購入などについて、事業費の一部を補助する制度です。**必ず先に申請いただく必要があります。**申請前に購入や修繕などを実施された場合、補助金を交付できませんのでご注意ください。

どうやって利用するの？

補助金利用にあたっては、**事業に取り掛かる前に、先に申請が必要**です。補助金をご利用の際は、必ず事前に市民活動支援課（TEL：56-4001）までご連絡くださいね！

どんな事業が対象になるの？

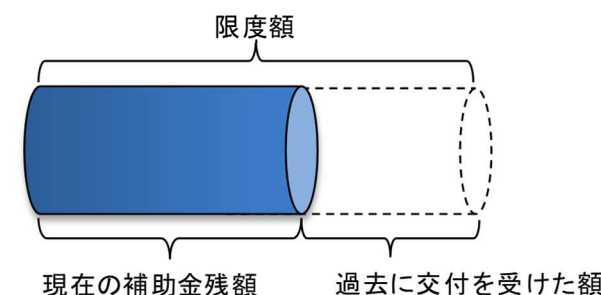
集会所の新築や修繕はもちろん、備品の購入や、コミセンなど施設の使用も補助の対象になります。事業内容によってご利用いただく補助金の種別が異なりますので、詳しくは中身をご覧ください。

どんな補助金があるの？

- 補助金の種別は、下記の3つです。
- ①集会所等建設等補助金
（限度額：1自治会あたり250万円）
 - ②集会所等修繕補助金
（限度額：1自治会あたり100万円）
 - ③備品購入補助金
（限度額：1自治会あたり30万円）

補助金残額をご確認ください！

過去に補助金の交付を受けた自治会は、上記の限度額からその分を差し引いた額が現在の補助金残額となります。残額は自治会によって異なりますので、一度お問い合わせください。



ぜひ令和5年度の新自治会長さまに引継ぎ、自治会活動にお役立てください！
事業に取り掛かる前に、まずご相談くださいね。



▼これまで

①集会所等建設等補助金（限度額：1自治会あたり250万円）			
対象事業	申請期限	補助率 & 上限額	備考
集会所の新築・増築・改築・修繕	9月30日 (R4年度のみ) ※急を要する修繕は随時	事業費の1/2	・事業費10万円以上のものが対象 ・敷地買収費、借地料、取り壊し費を除く
空調設備の設置・修繕	随時		
公共下水道に接続する水洗便所等の改造	随時		・事業費10万円以上のものが対象
消火器の購入・詰替	随時	事業費の1/2	・消火器に付随する備品も対象
掲示板の設置・修繕	随時	事業費の1/2 (1基あたり10万円まで)	
建築物の賃借	9月30日 (R4年度のみ)	事業費の1/2 (1ヶ月あたり2万円まで、空家の賃借は3万円まで)	・マンション等の一室も可
施設の使用	9月30日 (R4年度のみ)	1年あたり2万円まで	・コミセンや他自治会集会所の使用等

②集会所等修繕補助金（限度額：1自治会あたり100万円）			
対象事業	申請期限	補助率	備考
集会所の修繕	9月30日 (R4年度のみ) ※急を要する修繕は随時	事業費の1/2	・築10年以上の集会所が対象 ・老朽化等による建替（全部修繕）も対象 ・集会所として10年以上賃借する予定の空家も対象 ・耐震診断等の修繕に伴う調査費用も対象

③備品購入補助金（限度額：1自治会あたり30万円）			
対象事業	申請期限	補助率	備考
備品の購入	随時	事業費の1/2	・単価1万円以上の備品が対象（消火器及び消火器に付随する備品は1万円未満でも対象）

改正後の補助内容は、令和5年4月以降の申請が対象です！



▼令和5年度から、こう変わります

①集会所等建設等補助金（限度額：1自治会あたり250万円）

対象事業	申請期限	補助率 & 上限額	備考
集会所の新築・増築・改築・修繕・取壊	9月30日 ※急を要する修繕は随時	事業費の1/2	
空調設備、掲示板（住宅地図を含む）、倉庫の設置・修繕・撤去	随時		
公共下水道に接続する水洗便所等の改造	随時		
消火器の購入・詰替	随時	事業費の1/2	・消火器に付随する備品も対象
建築物の賃借	9月30日 ※例外あり	事業費の1/2 (1ヶ月あたり2万円まで、空家の賃借は3万円まで)	・アパート等の一室や倉庫も可
施設の使用	9月30日 ※例外あり	1年あたり2万円まで	・コミセンや他自治会集会所の使用等

- ・対象となる事業費の下限額（10万円）がなくなりました！
- ・敷地買収費、借地料や取壊費が対象になりました！
- ・掲示板設置への補助金上限額（10万円）がなくなりました！
- ・住宅配置図、倉庫の設置等も対象になりました！

・レンタル倉庫も対象になりました！

※「建築物の賃借」、「施設の使用」に係る申請期限の例外について
過去に当事業を実施した実績がなく、初めて申請される場合は、必ず切後も申請が可能です。

②集会所等修繕補助金（限度額：1自治会あたり100万円）

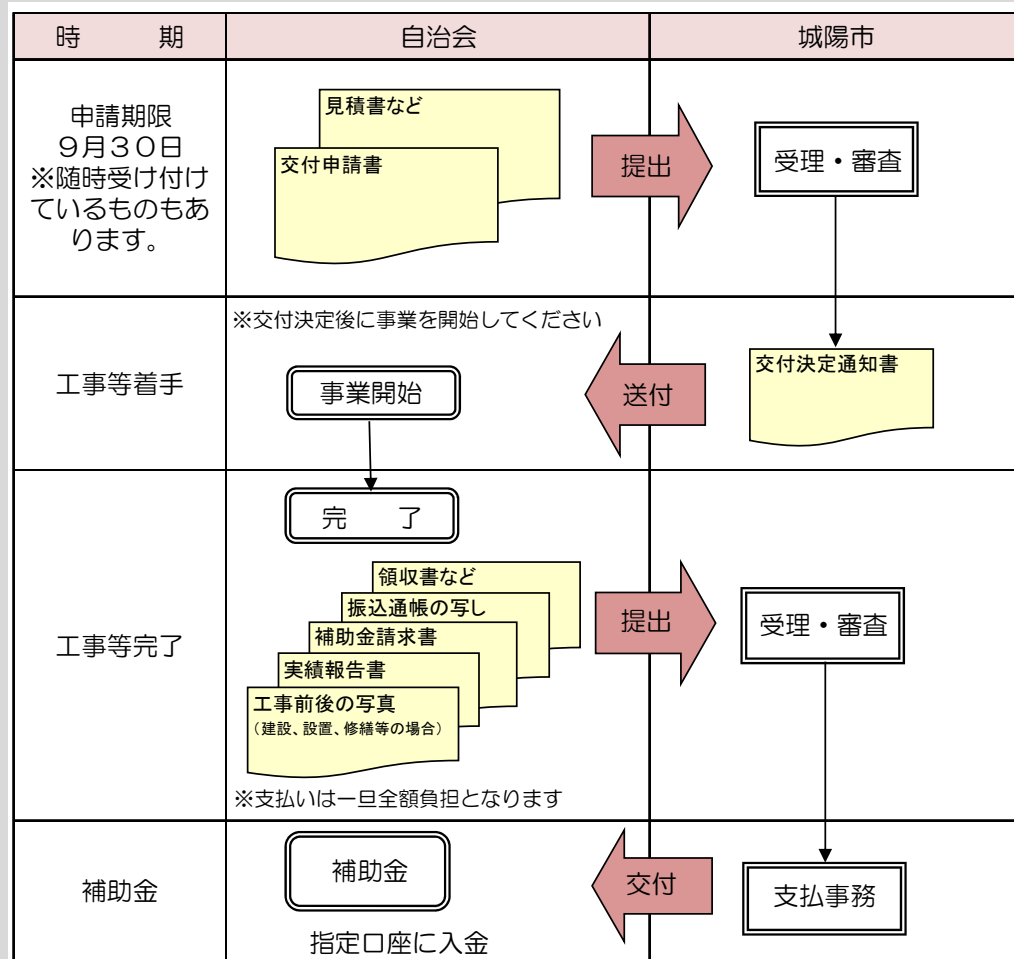
対象事業	申請期限	補助率	備考
集会所の修繕・取壊	9月30日 ※急を要する修繕は随時	事業費の1/2	・築10年以上の集会所が対象 ・老朽化等による建替（全部修繕）も対象 ・集会所として10年以上賃借する予定の空家も対象 ・耐震診断等の修繕に伴う調査費用も対象

③備品購入補助金（限度額：1自治会あたり30万円）

対象事業	申請期限	補助率
備品の購入	随時	事業費の1/2
消火器及び消火器に付随する物品の購入		

- ・対象となる備品の価格制限がなくなり、耐用年数が5年以上見込めるもの（消耗品を除く）が対象となります！
- ※同等品の5年以内での買替えは不可

▼必ず先に申請が必要です！



←補助金交付までの流れ よくある質問

- ・交付までの時間
申請から交付決定まで、1～2週間のお時間がかかります。
- ・補助金の入金までの時間
実績報告書のご提出後、およそ4週間後、ご指定の口座へ入金します。
- ・必ず事前にご申請ください！

▼たとえばこんな対応が可能になりました！

- ・倉庫の設置をしたいけれど、倉庫の設置工事も補助対象になりますか？
→これまで対象外でしたが、令和5年度からは設置工事や倉庫の修繕も対象になります。なお、備品購入補助金から補助金を支払う場合は倉庫本体の購入費のみが対象となりますのでご注意ください。建築確認が必要な場合がありますので、まずはご相談ください。
- ・椅子をたくさん購入したいのですが、単価が1万円以下で…
→これまで単価1万円以上の備品が補助金の対象でしたが、令和5年度からは、1万円未満であっても耐用年数が5年以上見込めるものが対象となります。購入されたいものが補助対象になるかどうかは、お気軽にご相談ください。